第７講　平安前期の政治

1　平安時代Ⅰ－律令国家再建の努力－

①長岡京・平安京への遷都⇒桓武天皇，大和国から山背国〔山城国〕へ

A　理由

あ　**政治の刷新**

仏教勢力の政治介入を排除⇒新都への寺院移転を禁止

い　天智系皇室の威勢を誇示

う　水陸交通の利便性

B　年表

784年　**長岡京（山背国）**遷都⇒**藤原種継（式家）**の進言

785年　藤原種継暗殺事件

☆大伴氏や皇太弟早良親王らを処罰。

794年　**平安京（山城国）**遷都⇒**和気清麻呂**の進言

805年　**徳政相論（○藤原緒嗣（式家）vs 菅野真道●）**

☆桓武天皇が**「軍事と造作」（＝蝦夷征討と平安京造営）**を中断。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

②本格的な東北支配―蝦夷征討―

俘囚(ふしゅう)⇒朝廷に服属した蝦夷　　**柵戸**(さくこ)⇒東北・九州南部に移住させられた農民

A　光仁朝(こうにんちょう)

780 年　**伊治呰麻呂**(これはりのあざまろ)**の乱**

☆多賀城を焼き，按察使(あぜち)の紀広純(きのひろずみ)を殺害する。

B　**桓武朝**

789 年～征東大使紀古佐美(きのこさみ)の征討失敗

791 年～征夷大将軍大伴弟麻呂(せいいたいしょうぐんおおとものおとまろ)の征討失敗

797 年～征夷大将軍坂上田村麻呂(さかのうえのたむらまろ)の征討

☆蝦夷の族長阿弖流為(アテルイ)ら降伏。

802 年　坂上田村麻呂，北上川(きたかみがわ)沿いを北上し**胆沢城**(いさわじょう)を築く。

☆**多賀城から鎮守府**(ちんじゅふ)**を移転**。

803 年　さらに北方に**志波城**(しわじょう)を築く

805 年　徳政相論により征討中断

C　**嵯峨朝**

811 年　征夷大将軍文室綿麻呂(ふんやのわたまろ)の征討

その後，９世紀後半には征討事業を完了したが，蝦夷の抵抗は 10 世紀前半まで続き，境(さかい)を接する東国には，その後長く武芸を尊重する気風(きふう)が育つこととなった。

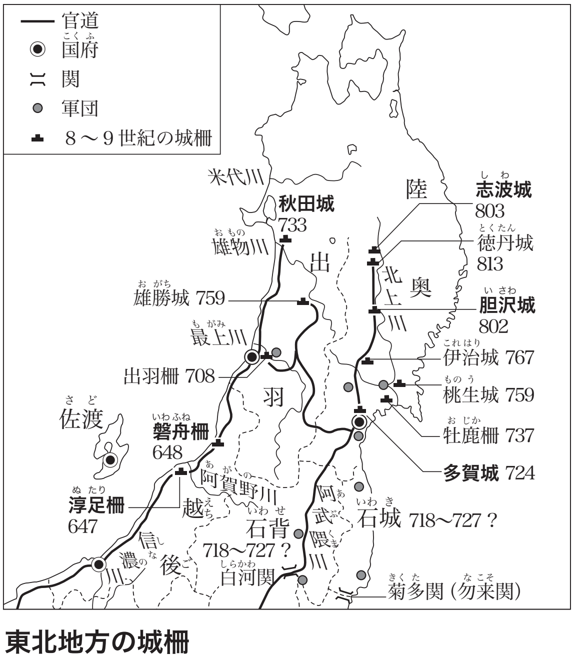

東北地方の城柵

③現実に即した律令制の再建

A　桓武天皇の政治

あ　**農民負担の軽減**

雑徭の半減，班田の励行（畿内に限り６年１班⇒12年１班へ），公出挙利稲の軽減（５割⇒３割へ），**徳政相論による「軍事と造作」の中断**。

い　**地方政治の監督強化**

国司交代時における**解由状**の受け渡しにともなう紛争や不正を防止するため，**勘解由使**を設置。

う　**軍団制の廃止⇒健児の制（792年）**

大宰府管内・陸奥・出羽・佐渡を除き軍団制を廃止，**郡司の子弟**を健児として採用し，国衙を警備させる。

B　嵯峨天皇の政治

810年　**蔵人所**を設置，**蔵人頭**に**藤原冬嗣**・巨勢野足を任命。

⇒藤原氏北家が台頭

☆天皇の詔勅を太政官を通じて下すと，手続きが煩雑で機密事項も漏れやすいため，側近の**蔵人**に政務を取り扱わせた。

薬子の変〔平城太上天皇の変〕　**⇒藤原氏式家は没落**

☆**藤原仲成・薬子**兄妹が，**平城上皇**重祚と平城京遷都を画策するが失敗。

815年　万多親王による新撰姓氏録の編纂

☆畿内1182氏の系譜を，皇別・神別・諸蕃に分けて記録。

816年　**検非違使**の設置

☆弾正台・衛門府・刑部省・左右京職の治安維持や裁判に関する業務を吸収。のち，各国にも国検非違使を設置。

820年　**弘仁格式**の編纂

823年　大宰府管内に**公営田**を設置

C　**令外官**の増設

内大臣，中納言，参議，近衛府，**【征夷大将軍，勘解由使，蔵人所，検非違使】**，押領使，追捕使，**人臣摂政**，**関白**，内覧など

D　**三代格式**の編纂開始

弘仁格式（嵯峨天皇），貞観格式（清和天皇），延喜格式（醍醐天皇）

☆格は「**類聚三代格**」（10世紀半ば）で分類，式は延喜式のみ現存。

E　**養老令の注釈書**

あ　**令義解（官撰）**⇒833年，淳和天皇が**清原夏野**らに編纂させる。

い　**令集解（私撰）**⇒９世紀後半，**惟宗直本**が私的に編纂。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

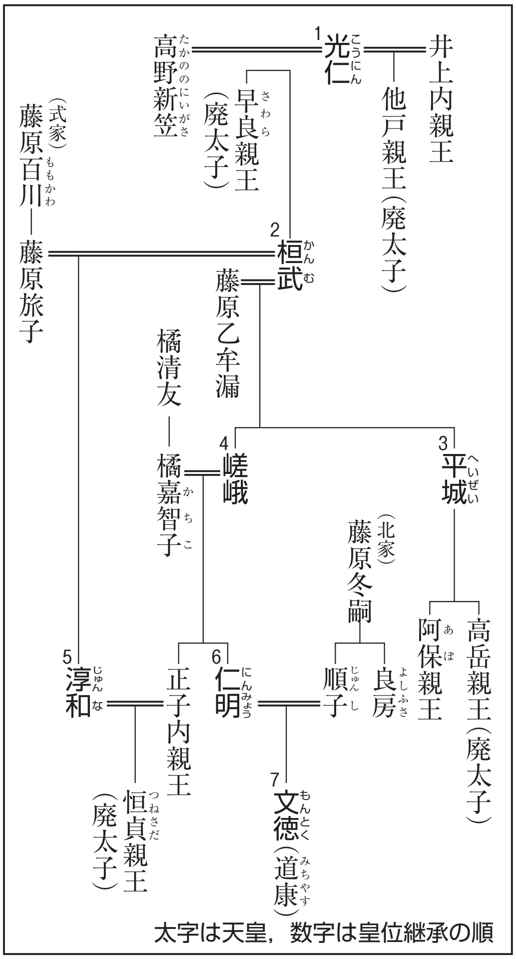

天皇家と藤原氏の関係系図(2)

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

２　平安時代Ⅱ～律令体制の放棄～

①律令体制の動揺

A　班田制の後退（８世紀後半～９世紀）

農民の偽籍，浮浪・逃亡が一般化し，戸籍・計帳が形骸化，班田の実施が次第に困難となる。律令制が機能せず，地方政治も混乱した。

B　有力農民の台頭⇒農民の階層分化の進行

私出挙や税の肩代わりなどを通じ，有力農民が中小農民を支配。口分田を集積し私有地化，墾田開発も推進し，“富豪の輩”へと成長。

C　**農民の個別人身支配の困難による税収の減少**

あ　貴族・寺社の私有地である**初期荘園**の増加

い　税収の確保を目的とする**直営田**の増加

☆**公営田**（823 年，**大宰府管内に設置**），**官田**（879 年，**畿内に設置**），諸司田（諸官司が所有），**勅旨田**（天皇の命令により設定される皇室領），賜田（皇族が天皇より賜る）など

う　天皇と結ぶ特権的な皇族・貴族である，院宮王臣家（のち大寺社も含み**権門勢家**とよぶ）の勢力が増大。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

②徴税(ちょうぜい)方式の転換と国司の変容(へんよう)（10 世紀）

A　律令制維持の努力（醍醐(だいご)天皇，延喜(えんぎ)の治(ち)）

902 年　延喜の荘園整理令（＝勅旨田(ちょくしでん)・非合法(ひごうほう)荘園の停止）

最後の班田実施

914 年　三善清行(みよしのきよゆき)「意見封事(ふうじ)十二箇条」

☆醍醐天皇に地方政治混乱の実情を指摘。

B　**徴税方式の転換**（朱雀(すざく)天皇，藤原忠平(ただひら)摂関政治期）

戸籍・計帳にもとづく個別人身単位の租税賦課(ふか)方式を廃止

☆従来の税制（租・調・庸・雑徭(ぞうよう)など）を放棄，以後戸籍・計帳は作成されず。

あ　**国司の徴税請負人(ちょうぜいうけおいにん)化**

国司は一定量の税を朝廷に納入する義務を負う代わりに，一国の支配を一任される。

☆もと郡司であった地方豪族たちが**在庁官人(ざいちょうかんじん)**となり，国衙(こくが)の実務を担当。

い　**人頭税(じんとうぜい)から土地税へと徴税方式が転換**

公田(こうでん)（もとの口分田・乗田(じょうでん)）をいくつかの**名(みょう)**〔**名田(みょうでん)**〕に分割し，**田堵(たと)**〔**負名(ふみょう)**〕や**大名田堵(だいみょうたと)**とよばれる有力農民･地方豪族に耕作を請け負わせ，租・調・庸・雑徭にかわる**官物(かんもつ)・臨時雑役(りんじぞうやく)**を賦課。⇒「**負名体制**」

☆当初，耕作権しかもたなかった田堵は，院政期（11 世紀末以降）には土地支配権も手に入れ，**名主(みょうしゅ)**とよばれるようになる。

C　**国司制度の変容**

あ　**売官売位の風潮**

成功(じょうごう)（寺社の造営などに際し，朝廷に私財を献じて新たな官職を得る），**重任(ちょうにん)**（成功によって国司などに再任される）が一般化。

い　国司の形態

遙任(ようにん)⇒任国に赴任(ふにん)せず京(みやこ)に留(とど)まり得分(とくぶん)のみを得る国司

☆任国には**目代(もくだい)**を派遣，国衙(こくが)で**在庁官人**を指揮し政務にあたる。

☆遙任国司の国衙を**留守所(るすどころ)**という。

受領(ずりょう)⇒自ら任国に赴任する国司の最上級者（おもに守(かみ)）

う　地方豪族・有力農民との対立

尾張守(おわりのかみ)藤原元命(もとなが)⇒尾張国郡司百姓等解文(ぐんじひゃくせいらげぶみ)（988 年）で 31 カ条にわたり訴えられ，翌年解任された。

信濃守(しなののかみ)藤原陳忠(のぶただ)⇒『今昔(こんじゃく)物語集』に貪欲(どんよく)さを示す逸話(いつわ)が掲載(けいさい)される。

―「受領ハ倒ルル所ニ土ヲツカメ」―

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第７講　平安前期の政治　テスト

1　784 年に桓武天皇が遷都した，山背国（のち山城国）の京とは？

①　恭仁京　②　長岡京　③　平安京　④　福原京

2　785 年の藤原種継暗殺事件で捕えられた，桓武天皇の弟である皇太子は？

①　刑部親王　②　舎人親王　③　早良親王　④　恒貞親王

3　794 年，平安京遷都を桓武天皇に建言した人物とは？

①　高野新笠　②　和気清麻呂　③　藤原緒嗣　④　菅野真道

4　光仁天皇の 780 年に反乱を起こし，多賀城を焼いた俘囚とは？

①　阿倍比羅夫　②　伊治呰麻呂　③　阿弖流為　④　安倍頼時

5　蝦夷との同化のため，東北地方に移住させられた農民とは？

①　部曲　②　封戸　③　健児　④　柵戸

6　802 年, 征夷大将軍坂上田村麻呂が築き, 多賀城から鎮守府を移転した城とは？

①　秋田城　②　伊治城　③　胆沢城　④　志波城

7　805 年，“徳政相論”で菅野真道と論争し，桓武天皇に「軍事と造作」の中断を建言した人物とは？

①　和気清麻呂　②　大伴家持　③　藤原緒嗣　④　最澄

8　811 年，嵯峨天皇の命をうけ蝦夷の征討を一応完了した征夷大将軍とは？

①　紀古佐美　②　大伴弟麻呂　③　坂上田村麻呂　④　文室綿麻呂

9　国司交代時の紛争・不正を防止するために設置された令外官とは？

①　問民苦使　②　按察使　③　勘解由使　④　検非違使

10　810 年，藤原式家の仲成・薬子兄妹が重祚をはかった上皇とは？

①　孝謙上皇　②　平城上皇　③　嵯峨上皇　④　宇多上皇

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

11　嵯峨天皇の命で編纂された，三代格式のうち最初のものとは？
① 弘仁格式　② 貞観格式　③ 延喜格式　④ 天暦格式

12　淳和天皇が清原夏野らに編纂させた，養老令の注釈書とは？
① 令義解　② 令集解　③ 凌雲集　④ 文華秀麗集

13　823年，小野岑守の建議で，嵯峨天皇が大宰府管内に設置した直営田とは？
① 公営田　② 官田　③ 勅旨田　④ 諸司田

14　任国に赴任せず，京に留まり得分のみを得る国司を何というか？
① 受領　② 遙任　③ 目代　④ 重任

15　988年，「尾張国郡司百姓等解（文）」で31カ条にわたり太政官に訴えられ，翌年解任された受領とは？
① 三善清行　② 藤原元命　③ 藤原信忠　④ 源頼光

解答

1	②	2	③	3	②	4	②	5	④
6	③	7	③	8	④	9	③	10	②
11	①	12	①	13	①	14	②	15	②

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。